平成23年(2011年)9月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成23年9月6日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年9月16日(金)

応招議員

1番 奥村 仁 2番 東 貴雄 3番 樋口泰生 4番 太田哲生 5番 6番 入江康仁 瀧本 攻 7番 家崎仁行 8番 玉津 充 9番 奥村武生 11番 東 清剛 12番 松永征也 13番 平野隆久 14番 中津畑正量 15番 川端龍雄 中本 衛 16番 平野倖規 17番

不応招議員

10番 東 篤布

北村博司

18番

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副町長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総 務 課 長	中場幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税 務 課 長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇博彦
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課副参事	橋倉一樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

 議会事務局長
 羽根川政昭
 書
 記
 脇 俊明

 書
 記
 上野隆志
 書
 記
 玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 玉津 充 9番 奥村武生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

川端龍雄議長

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

川端龍雄議長

議事に入る前に、少し時間をいただきたいと思います。

9月14日の中津畑議員の一般質問の答弁の中で、誤りがあったということで、町長より、 訂正の申し出がありましたので、許可することにいたしますので、ご了承ください。 尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

9月14日の中津畑議員の一般質問の答弁の中で、少し誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

訂正内容につきしては、農林水産課長から説明をいたさせます。

川端龍雄議長

脇農林水産課長。

脇博彦農林水産課長

おはようございます。それでは9月14日、中津畑議員さんの一般質問の中で、矢口浦漁港 防潮堤の全体事業費をですね、7億5,640万円と答弁させていただきましたが、7億8,300 万円でありましたので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

川端龍雄議長

以上で、訂正の報告を終わります。今後、十二分に数字等に関しては、気をつけてご答弁 願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

今般の12号台風の記録的な豪雨による被害の中でですね、私は本日、耳にしたばかり、役場を同じ時間帯らしいですが、その辺についての対応について、赤羽川の右岸堤防の被害についてを、緊急にお尋ねいたしたいと思います。これまで報告されておりませんので、ご許可いただきたいと思います。

川端龍雄議長

動議ですか。

18番 北村博司議員

動議を提出します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

動議の賛成者があるようですので、動議が成立しました。

お諮りします。

ただいま、北村議員の動議について、賛成の方は挙手お願いいたします。

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、ただいまの動議が成立しました。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

それでは、緊急質問は、このたびの台風12号の出水で赤羽川右岸の紅ケ平の水道水源地の少し上のところ、前に16年台風で越水したところですが、あそこの右岸堤防の根入りがえぐ

られているという、地元の住民の代表者から連絡がありました。で、次に接近しておる台風で壊れるんではないかということを、大変懸念しておりますし、あの角はですね、農免道路の角ですね、カーブの。あそこが前は越水したときに紀北中のとこまで冠水しましたけども、もし破れるようなことあると、大災害に発展しますんで、その辺の事実関係を、当然、建設課は確認されておると思いますし、管理する県のほうとも協議は、すでに進行しているんじゃないかと思いますんで、トンバックを100個ぐらい緊急に積んでほしいという要請がありましたので、それについてのご答弁をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的な調査はですね、今現在、進行中ですので、正確な報告はいただいておりませんが、 その部分については県とも少しお話しているところもございますので、建設課長より答弁い たさせます。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

それでは、報告をさせていただきます。2級河川の赤羽川の右岸でございますけども、出垣内地区の護岸が崩壊をしております。現在、県が詳しい調査をしている段階でございますけども、県といたしましては、今後の対策として災害の申請をしていくということでございます。それで今朝、また県のほうから報告がございまして、土のうを積んでほしいという地区からの要請があったということを、伺っております。以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、北村博司君からの動議を終了いたします。

以上で、説明を終わります。

川端龍雄議長

執行部側の発言の訂正の申し出については、会議規則第64条の規定は及ばないものでありますが、議員に対する措置を準用するものとされております。

したがいまして、発言の訂正については、議長の許可となりますので、ただいまの訂正の 申し出については許可することといたします。

なお、発言の訂正であることから、14日の会議録についてはそのままとし、本日の会議録で訂正が行われたものとしての取り扱いをさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、発言の訂正についての報告は終わります。

川端龍雄議長

ここで、ちょっと暫時休憩いたします。テープの調子が悪いそうですので、そのままでお 待ちください。

(午前 9時 37分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 51分)

川端龍雄議長

次に、本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、朗読は省略することといたしますので、ご了承ください。

日程第1

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

8番 玉津 充君

9番 奥村武生君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常 任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず最初に、総務財政常任委員長 北村博司君の報告を求めます。

北村博司総務財政常任委員長

おはようございます。

それでは、先般の本会議から、総務財政常任委員会に付託されました、案件1件でありますけれども、議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の審査経過について、ご報告を申し上げます。

審査にあたりまして、委員長並びに副委員長、以下委員全員が出席いたしております。

最初に、「財政課」所管分を議題といたしました。堀秀俊課長、以下係長以上が出席いたしております。

まず最初に、財政課からの内容説明は、10ページ、第15款財産収入、第2項財産売払収入、不動産売払収入 132万円の増額は、普通財産土地の売払収入による増額によるものであります。

11ページの第17款繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は 4,385万 9,000円を減額するものであります。当初予算及び補正予算第1号、第2号で繰り入れした金額を、今回の補

正で繰り戻すものであります。

繰越金は 4 億 1,117万 4,000円を増額して、 4 億 4,517万 4,000円とするものであります。 これに対応いたします歳出につきましては、13ページをご覧ください。財産管理費は 3 億 5,504万円を増額して、 5 億 5,898万 4,000円とするものであります。公用車軽トラックの買い換え購入にかかる費用と、基金積み立てによる増額で、基金管理事業につきましては 3 億 5,432万 1,000円を積み立てし、財政調整基金に 3 億 1,016万 3,000円、減債基金に 4,0 00万円、交通安全対策事業基金に 415万 8,000円を、それぞれ積み立てるものだという説明でございました。

これに対して、各委員からの主な質疑をご紹介申し上げます。ご報告申し上げます。

まず、売り払った財産の具体的な場所と単価についてのお尋ねがございました。今回の売り払い資産は2箇所でありまして、1箇所は長島地区加田地内の旧町道敷、単価は1㎡当たり7,345円で、隣接地の売買実例をもとに算出している。もう1箇所は東長島地区大久保地内の井溝敷で、単価は1㎡当たり1万2,840円で、路線価をもとに算出しておりますということです。この大久保というのはわかりにくいと思いますけれども、国道42号、この本庁から行きますと、山本の信号の通りすぎて左側、本屋さんのある手前を左に入ったところであります。これにつきましては、現地の詳細な位置図をいただいて審議いたしました。

この井溝、溝ですね、はやく言えば。溝は売り払ったあとに排水に問題が出ないかという お尋ねがございました。これに対しまして、堀課長からは、すでに用途廃止されてから、財 政課に移管されておりますので、問題は発生しないというお答えでございました。

次に、この補正予算には直接関係ないのですが、今回、消防団詰所のですね、ケーブルテレビの関係費用が計上されていないけれども、担当課から要求がなかったのかどうかという、議論がありました。これについては、後ほど所管の危機管理課の部分でも、そちらのほうで詳しく議論がされておりますので、財政課における議論については、以上で要点のみとさせていただきます。

次に、委員から、津波対策の箇所も費用も少ないように感じるが、財政課で調整、つまり 減額した結果なのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、地震・津波対 策費については、財政課で査定による減額はしていないと。

これに対して委員のほうからは、今後、要望すれば予算措置してもらえるのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、要望すれば、すべて予算措置するということではなく、要望のあった箇所を担当課において内容を精査したうえで、予算要求されたもの

について、町長査定を経て予算措置することになるという、お答えでございました。

以上で、「財政課」所管分を終わりまして、次に、「危機管理課」所管分を議題といたしました。危機管理課長、五味啓課長、以下総合支所のほうや、課内の主事以上が出席いたしております。

内容説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入について、消防費補助金は32万円を増額して 1,606万 5,000円にすると、内容は、地域減災力強化推進補助金の増額によるもので 131万円にするというものであります。また、三重県からの樋門管理委託金が1箇所増えて 152箇所になったことによる、 樋門管理委託金の増額です。

12ページの消防債については 3,790万円を増額して 6,440万円とするものであります。歳出のほうで計上している地震・津波災害避難路等整備事業のうち、引本津呂町津波避難路設置工事、矢口神社津波避難用橋梁改修工事、東長島津波避難用呼崎1号橋改修工事、役場本庁(議会棟)、この上ですけれども、屋上の安全柵設置工事、さらに東小学校の屋上安全柵設置工事、それから相賀新町公園地、これは国道42号の山側ですね。津波避難路整備工事等にかかる道路事業債ということであります。

次に歳出のほうですが、23ページをご覧いただきたいと思います。非常備消防費は 1,085万 1,000円を増額して、 4,563万万 5,000円とするものであります。消防団出動事業は 127万 5,000円、これは報酬でありますけれども、7月19日から20日にかけて本町に来襲しました台風 6 号に伴う警戒出動報酬です。消防団活動事業の 957万 6,000円は、東日本大震災による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴う契約掛金が増額されました。水防費は 8,000円増額して 588万 7,000円とするものであります。河川海岸水防対策事業 8,000円は委託料でありまして、三重県からの樋門管理委託分 151箇所から、1箇所増えた 152箇所に増えた分についての委託料です。これは場所は、城ノ浜の樋門管理であります。災害対策費は 5,268万 2,000円増額し、1億 2,455万円といたします。災害対策事業 310万円は職員の時間外手当でありまして、先ほど申し上げました、7月19日から20日の台風 6 号に伴う職員 142名分の災害特別警戒時間外手当の増額です。また、防災推進事業77万 5,000円は、そのうち報酬13万 5,000円は、第2回紀北町防災会議開催の際の委員の報酬です。事業委託料 389万 5,000円のうち家具固定事業委託料46万円を増額いたします。地震・津波災害避難路等整備事業 4,880万 7,000円につきましては修繕料 400万円で、町内一円の避難路小規模修繕事業の増額で、12箇所程度を予定しているということです。事業委託

料は 389万 5,000円のうち、紀北町の本町の防災マップ、防災情報整備業務委託の 325万 5, 000 円です。避難路、避難場所、施設の位置、海抜表示を地図上のうえに落としたものを電 子化して、町のホームページなどで閲覧したり、アウトプット可能な防災マップ、ちょっと こう横文字が並んでおりますけれども、アウトプット、つまり印刷して入手できるようにす ると、その防災そういった防災マップを考えているということです。設計監理の委託料 840 万円は、引本津呂町津波避難路測量設計業務委託 315万円と、東長島避難用呼崎1号橋、こ れは東小学校のプール裏にあたります。の設計業務委託 525万円の増額です。工事請負費 3, 315 万 2,000円は、6つの事業があります。1つ目は、引本津呂町津波避難路設置工事 1,0 50万円で、引本幼稚園裏に園児や引本小学校児童及び、その付近の地域住民が安全に高台の 引本公園にまで避難が可能となるように、避難路を整備するものです。2つ目は、矢口地区 の矢口神社津波避難用橋梁改修工事 259万 2,000円で、矢口小学校児童並びに地域住民が新 たに整備される予定の県道矢口浦上里線、高台に工事中です。整備中ですけれども、県道へ の避難経路途中の樫ノ木谷橋に架橋いたします、架かっております橋の改修費用です。3つ 目は、東長島津波避難用呼崎1号橋改修工事1,050万円は、先ほども申し上げましたように、 東小学校児童らが高台の萩原台などへの避難経路途中にある橋の改修工事費用です。4つ目 は、役場本庁の中で、この議会棟の屋上に安全柵を設置する工事費が 118万 2,000円、それ から、この役場付近の本地地区住民及び役場来庁者等の避難場所を確保するための安全柵を 設置するものであります。5つ目は、東小学校屋上安全柵設置工事 267万 8,000円で、同小 学校の児童や地域住民の避難場所を確保するための安全柵の設置工事費です。6つ目は、相 賀新町公園地津波避難路整備工事 570万円で、これまで相賀地区におきましては、東日本大 震災のような大津波に対応可能な避難場所がありませんでしたが、地域住民の方々と地元の 建設業者の無償協力で完成しておりますけれども、スロープ状の避難路にコンクリート舗装 を施工する整備工事費であります。

これらの説明に対して、委員のほうからは、以下のようなお尋ねがございました。

まず最初に、昨日の本会議終了後にいただいた、自主防災会から要望一覧表の追加分 5 箇所について、あわせて 206箇所になるが、現在まで整備の進捗状況はどうなのかという質問がございました。これに対して五味課長のほうからは、今日までに紀伊長島区、海山区ともに自主防災会、自治会の会長と現場確認を行い、紀伊長島区で7箇所、海山区で4箇所を施行予定であると。なお、一部は完了しているということでありました。この際、6月の補正予算にあげられております小規模修繕にかかわる資料が提出されました。まだ整備が必要な

箇所があることから、今回の補正予算においても計上したという説明でございました。

委員のほうからは、206箇所のうち、工事が必要でない箇所もあろうと思うけれども、今後、例えば、2年間で全箇所を整備していくというような工程表はお考えになっておられるかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、今のところは自主防災会から報告をいただいている優先順位をもとに、早急に整備が必要と判断した箇所について整備していると、もう少し落ち着いたら年次計画を立てて、計画的に整備していきたいというお答えでございました。

委員からは、さらに、今後はどのような優先順位になるのか。町長が言っているのは地権者の同意、それと地元住民の要望を重視しているとのこと、その整合性と言いながら、足して2で割るというようなことは困難と思うけれども、現時点での優先順位の状況はどうなのかというお尋ねがございました。課長のほうからは、整備を進めていくにあたって地権者の同意は必要だと、まず、優先順位を決めてから、その箇所の地権者の同意を得ていくことになると、同意が得られないことから優先順位から外すということはせずに、いろんな方策を考えたいというお答えでございました。

委員から、さらに、建設業協会との連携についての現状のお尋ねがございました。これに対して課長からは、建設業協会の、これは紀伊長島地区のほうですね。東建興業の東会長、海山区については、幸組の尾崎会長にお願いして、見積をしていただいて工事をやっているということです。

次に、今回の工事費の内訳の中にございます、引本津呂町津波避難路設置工事の質問が相当に集中いたしました。質問は、この引本津呂町の避難所は、想定としては何人ぐらいが避難するのか、海抜は何メートルなのか。それと議論を呼んでおります避難路の脇にあります墓石の移動、方法について詳しく説明を求める質疑がございました。これに対して課長からは、海抜はスロープと階段を整備しますけれども、スロープで上がっていった階段の上り口で、6m、海抜6m、そこから4mさらに上がった、これまでにもうできております階段の接続部分が高さ10m、さらにそれから引本浦公園に上がりますと、海抜45m以上の高さが確保できるというお答えでございました。想定の避難者数ですが、引本小学校児童、同じく幼稚園園児、津呂町住民が避難すると思うけれども、具体的な人数は把握してないというお答えでございます。

これに対して、海抜20mまでは何分で避難できるのかという、検証しているかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、現時点ではデータは取っていない。今回の防

災訓練の中で、今回のというのは先日の避難訓練ですが、今回の防災訓練の中で、他の避難場所もあわせて、自主防災会に避難の時間を計っていただくようお願いしているので、そのデータを整理する予定であると。

次に、墓石の移動について障害とならない場所に移動するのかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、地権者の了解を得て、引本小学校からの避難経路の途中、右に空き地があるので、そこに障害となる墓石を工事の中で移動させる予定だと、この件については地区の自治会長の理解も得ているという説明でございました。

以上のやりとりに対して、別な委員からは、墓石という表現では、意味ではないんではないかと、廃棄物として取り扱うのであれば、せっかく工事の中で手間隙かけてするからには、どこかに処分することは考えていないのか。また墓石の廃棄物という理解でいいのか。本会議で無縁仏という言葉が出たが、そうであればお祭りされているはずではないのかという、本会議の議論について、無縁仏という言葉が何度も出ましたけれども、それは違うんではないかという指摘がございました。それから、避難可能な人数については、しっかり把握してもらいたいと、何人の避難者がいて、何人の避難が可能だから大丈夫というのを答えられないから、本会議で避難場所が狭いんではないかという、指摘を受けるのではないかというお尋ねがございました。これに対して課長からは、廃棄物としての考え方と墓石としての考え方ですが、廃棄物として考えてしまうと、今まで放置していたことになってしまうし、今回の件については地区が墓地整備の一環として、現在の仮置場に置いたということで整理していると、それを避難路整備に伴い3mの幅員の支障となる、一部の墓石を移動するものだというお答えでございました。

これに対して、本会議では幅員が 2.5mという説明ではなかったかという指摘がございました。これに対して五味課長は、3mというのは用地幅で、そのうち舗装部分の幅員が 2.5 mという説明がございました。もう少しこの墓石のというか、意味合いというのが、もう少し議論が出たんですけれども、省略させていただきます。性根抜きをしているか、してないかという議論でございますので、省略をいたしたいと思います。

また、本件については、引本の自治会や墓地管理委員会との協議はしっかり済んでいるということでいいのかというお尋ねがございました。課長からは、町長も地権者、自治会長と直接に話を交えて地元の皆さんの了解をいただいているという答えでございました。

それから、この避難路の工事費の 1,050万円についての地元からの要望であり、自治会長が墓石のことも含めて了解している。工事を進めるにあたり、墓石が支障となっており、そ

れを工事の中で移動させるという、問題はないんではないかというお尋ねがございました。 これに対して課長は、自治会長、地権者と協議し、了解を得ているということが繰り返し答 弁がございました。

次に、これは確認ですけれども、この審査の中で地権者という言葉がよく出てくるので、 この工事費の予算の中に用地費が含まれているのかどうかと、それとも地主さんから無償で 使用許可が出たのかどうか、その辺の確認がございました。これに対して課長は、地権者に は無償で使用許可の了解を得ているという、お答えでございました。

先ほどもご報告申し上げましたように、墓石という言葉と無縁仏という、勘違いする人があるので注意を求める発言がございました。課長のほうは、今後は十分注意するというお答えでございました。

次に、今回の工事 6 件のうちの相賀新町公園地津波避難路整備工事の、正確な位置のお尋ねがございました。これにつきましては、相賀新町の国道沿いにあります喜久寿司の対岸の山だと、コンクリート舗装と安全対策としての手すりを設置するというお答えでございました。

これに関連して、6月の補正予算に計上されておりました相賀の墓地上の避難路工事について、国道側からの陸橋設置が住民の要望としてよく聞くが、将来的にどうなのかという、お尋ねがございました。課長からは、その要望は聞いているけれども、国土交通省に問い合わせたところ、基本的には横断歩道がある箇所には設置しないという回答であったということです。今後も要望していくというお答えでございました。

次に、これは指摘がございまして、先ほどの引本津呂町の避難路で、避難訓練を実施して、避難にかかる時間を計測するという、課長は答えておりますけれども、日時を予告しての避難訓練は、それでは意味がないと、熊野市のように午前中ということだけで、正確な時間は伝えない方法をとっている市町が増えている。どうなのかということで、今回、数日前の避難訓練については、すでにもう住民に日時を予告してしまっているので、今後は検討というか、今後は改めると、避難訓練のあり方についてというお答えがございました。

もう1点、西小前の岡ノ上の避難路についてですね、地元の建設業協会とPTAで整備した部分の上に、緊急雇用創出事業の作業員がすでに階段を整備済みであるという報告がございました。

次に、山本地区について、高速道路の取付道路の工事発注が三重県からあったと聞いていると、田山坂を上っていく場所ですけれども、山本地区住民及び他の地区住民からも、本当

に安全に避難ができるかという声を聞いていると、避難路的な意味合いでは、是非、危機管 理課も安全性を確認してもらたいという、発言がございました。これに対して課長から、十 分考えさせていただいて、地区住民とも話をしていきたいと。

さらに、避難路の建設方法についてですけれども、場所的に階段設置しかない場所もあると思うけれども、要援護者のことを考慮して、スロープでの整備をやっていただきたいということに対して、課長からは、まずはスロープでの整備を考えているけれども、面積的な問題等からスロープでの整備が困難な場所もある。その場合は、地形等のことも含めて整備方法を検討すると、スロープの勾配は10%以下で考えているということであります。

次に、台風12号の際の山本の避難所への避難者が、どこに避難すればいいのかという問い合わせがあったということで、その辺の実情のお尋ねがございました。これに対して総合支所の支所長から、台風12号の当日の避難所については、東長島公民館、社会福祉会館ですね、それから旧長島校跡、今の紀北中仮校舎の体育館ですけれども、この3箇所を開放したと、県道三戸紀伊長島停車場線が冠水して、三重県が通行止めにしたために、裏の門扉を開放して避難者を誘導できるよう職員も配置したと、しかしながら、トイレも遠く、避難者も比較的少数であったため、東長島公民館のホールを開放して対応したと、国道側の緊急時用ゲートについては今後検討すると、バックネット裏を指しておりますけれども。

これに対して、もうすでに設置されているというのは、議会事務局のほうから指摘がございました。すでにゲートが整備されていて、普段は南京錠で管理されていると、緊急時に開放すれば歩行での通行は可能だと、その南京錠の鍵は学校、中学校だと思いますが、中学校が管理しているものと思われるということで、これに対して支所長から、それを確認するというお答えがございました。

次に、委員からは、車椅子で斜面を上がるのは大変だと、2人がかりでやっとであり、土 道では普通の押し方では上がれないと、一度体験してみてはどうかという、担当課のほうに アドバイスがございました。

次に、今回の6月補正の小規模修繕の資料の中にございます仏光寺裏階段工事というのは、 どの場所をいうのかという確認がございました。これに対して支所長からは、百五銀行の、 旧ですね、元百五銀行長島支店の方面からつながっている避難路だということです。仏光寺 の山門を入って右側にトイレがあって、その脇に戸がありますけれども、左側ではありませ ん、墓のほうではなしに、右側のトイレの脇の戸を開けて、すぐ上がっていく階段がござい ますけれども、傾斜が急であったため、そちらを優先的に整備するという回答でございまし た。

次に、先ほども少し触れましたけれども、予算書の23ページ、消防団出動事業のところで、台風6号関係の手当について、出動した団員数、手当の単価、手当の種類が警戒手当なのか、出動なのか、また、詰所の数、そのうちテレビが閲覧可能な箇所の内訳に対するお尋ねがございました。消防団の報酬では、警戒出動手当として単価は4,600円になると、出動団員数は延べ277人で127万4,200円となる。消防団の詰所の数は29箇所、テレビの整備状況については付近の集会所等で視聴可能な詰所もあって、詳細は把握していないけれども、デジタル化に伴い、当初予算で主要の7箇所分の整備費用を計上していると。上里地区の詰所については、もうすでにケーブルテレビを整備済みでありますので、その1箇所を引いて7箇所、つまり両区で計8箇所という説明でございました。

この当初予算に計上した7箇所についての詳細説明が求められました。これにつきましては、紀伊長島区については、それぞれの分団長に整備箇所の選定を依頼した結果、4分団あるうち、第3分団の山本詰所、第4分団の志子詰所を整備したと。第1分団及び第2分団につきましては、NHKの受信料やケーブルテレビの受信料の負担の関係で、現在、決定を保留していると、保留されているということです。これは支所長がお答えになっております。

そのあと、危機管理課長のほうから、海山区については相賀、引本、島勝浦の分として予算計上していると、その中身についてはですね、第3分団の引本浦、矢口浦については協議の結果、地元との協議の結果、矢口浦の詰所を整備したと、相賀地区については整備済みだと。

その7つにした根拠は何だというお尋ねがございました。これは町長とも協議した結果、 最終的に旧町別である第1分団から第4分団の主要箇所に整備するということになったと。

その予算内容については、ケーブルテレビの加入分担金と引き込み工事費用ですというお答えでございました。

このあと、さらに、委員のほうからは、当初予算で全詰所の整備を要求したけれども、そのいきさつについての真意のお尋ねがございました。課長からは、今後の整備については引き続いて全体を整備していくということで、要求していきたいと、町長との協議の結果、予算にあるとおり主要の7箇所のみとなりましたが、財政課に提出した予算要求分は7箇所分であるということでございます。

委員のほうからは、災害時に情報は非常に重要となると、安価な報酬で頑張っていただいているので、月々のテレビのですね、使用料を含めて十分に検討していただきたいと、災害

はいつ起こるかわからないので、すぐにでも整備していただきたいという要望がございました。 課長からは、整備状況を調査して対応させていただきますということでございます。

それから、別の委員からは、消防団員の出動報酬について、今回のように何日にも及ぶような場合は、団によって途中で自宅待機になったりもしますけれども、一旦、出動してきた人員掛けるですね、日数で出動人数を算出しているのかというお尋ねがございました。そのように算出しているようでございます。

さらに、団員が今回かなり疲労困憊の様子で、最初のあまり雨風がひどくないときに1回目の参集があり、その後、風雨がひどくなってから2回目の参集、これが長時間にわたったものであると、報酬が出ているとはいえ、仕事も休み活動している方も多数いると、参集の基準はあるのかというお尋ねがございました。これに対して課長から、災害対策本部の中で、団長、消防署長も入り招集を決定していると、災害対策本部は警報が発表されますと招集することになっていますが、その中で、状況に応じて消防団の招集を決定していると、明確な基準については設けていないように思うという、お答えでございました。

委員からは、出動時間が長くなれば、食事についても炊き出しなどで対応していると思うけれども、負担も大きいと、この点は報酬以外で考えてはいないのかというお尋ねがございました。課長からは、今のところわずかな報酬ですが、その中で対応していただいてますと、ご指摘の点につきましては、他の市町の動向調査等して、検討させていただきたいというお答えでございました。

次に、消防団詰所へのケーブルテレビの整備についての議論に関連して、今回の台風12号の際、雨量情報が出ていなかったと、これは一時的ということになりますけれども、ケーブルテレビで雨量情報は流れなかった。この事情を説明してくれと。それと紀伊長島区内については、雨量計が4箇所しか出ていないと、その点についてどうなのかというお尋ねがございました。これに対して課長は、当初、雨量情報もL字放送、テレビ画面でL型で文字がこう入っておる、左端と下部と、下のとこですね。これをL字放送というようですが、雨量情報をL字放送で流していましたが、土砂災害警戒情報等の情報が入ったので、避難等の注意をうながすことを目的に、テロップの内容を変更させていただいたと、L字放送の部分ですね。で、紀伊長島区の雨量計が少ないという点については、三重県が設置しているので、今後要望していくというお答えでございました。

これに対して、その委員からは、国道42号の荷坂峠を交通規制するため、雨量観測をやっているはずだから、状況を提供してもらって流せばいいのではないかと、あるいは先ほどの

L字テロップの内容については、もちろん注意喚起の意味ということはわかるけれども、いつもは縦に雨量情報、特に警報発表等の情報を表示しているはずだと、住民からの同じ意見も聞いているけれども、なぜ、雨量を一番知りたい時間帯に表示しなかったのか、変更したのかと、住民は雨量情報、時間雨量ですが、主に。あるいは連続雨量も表示されていますけれども、住民はその雨量情報を見て危険を判断していると、これに対して課長は、確かに雨量の情報は重要だと認識しています。雨量情報を追加していなかったことは申し訳ないと、そのテロップの内容につきましては、町長とも協議し、注意喚起を重要視して、内容変更をさせていただいたというお答えでした。

これに対して同じ委員からは、さらに注意がありまして、その判断もわかるけれども、縦の部分で雨量情報を表示しておけば良かったのではないかと、これに対して課長は、今のシステム、ケーブルテレビのシステムですね。今のシステムだと縦の雨量情報と横の警報等の発表情報がセットになっているため、できないという答弁でございました。

これに対して、さらに、住民の避難の注意喚起についてはテロップではなく、メイン画面、 テレビの画面の一番大きい部分ですが、そこで可能ではないのかと、雨量情報の表示は必要 だと、そのためにケーブルテレビを住民が見ているんだという指摘がございました。さらに 委員からは、緊急時にはメイン画面の放送を切り替えてでも、対応していただきたいという 指摘がございました。これに対して課長は、研究するという約束でございました。

以上で、所管事項についての質疑を終結いたしました。

討論に入りましたが、反対、賛成ともに討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の、総務財政常任委員会関係部分についてを、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。以上で、常任委員会を閉会いたしております。

以上で、報告を終わります。

川端龍雄議長

以上で、総務財政委員会に付託されました案件についての、審査の経過と結果についてのご報告を終わります。

次に、教育民生常任委員会に付託されました、案件についての審査の経過と結果についてのご報告を求めます。

平野教育民生常任委員長。

平野隆久教育民生常任委員長

おはようございます。平成23年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました7案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る9月8日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員5名出席のもとで開催いた しました。

それでは、議案順により、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の当委員会関係部分について、審査を行いました。

「住民課」所管分の質疑に入り、歳入の県支出金、総務費補助金の市町交通安全対策事業 交付金が精算され、全額積立金として処理するとのことですが、全額を積み立てするのでは、 事故を1件も減らすことはできない。すぐに事業を実施する必要があると思うが、ほかの事 業課との連携はとっているのかの質疑に対し、この交付金については、あくまでも交通安全 対策事業交付金であり、 2,188万 3,000円ほどが、2年前に配分されました。今回の配分は、 最終精算によるものです。この交付金は事業としては交通安全対策事業、例えば、町道にガ ードレールを設置するとか、白線を引くといったものに使います。ただ、交付金が入って基 金に積まずに事業に使い、お金が余った場合は返還するということになります。事業の中に は交通安全に使うための基金として積み立てるという名目もあり、基金に積み立てたほうが、 積み立てた時点で事業の完了となり、その後、交通安全事業を行う際に、必要な部分を取り 崩して充当することができます。平成20年に 2,188万 3,000円を積み立てていますが、これ までにも取り崩して交通安全事業に充当しています。今年度で言いますと 299万 1,000円を 取り崩す予定となっており、残額は 1,014万 4,000円となりますが、今回、積み立てること によって、平成23年度末には 1,430万 2,000円となりますので、単年度で使い切るよりも積 み立てて、当初予算を編成する際に、必要な事業に割り当てるというのが、一番、充実した 使い方ではないかと思います。基金を管理するのは財政課で、建設課には町道管理事業があ り、危機管理課には交通安全に関するソフト事業がありますので、そういった事業には自由 に充当して使えます。このように一旦基金に積み立てたほうが、より充実した事業が行えま すとの答弁でありました。

続いて、請求権は2年だったのかの質疑に対し、交通災害共済事業は、平成21年3月に事業が廃止されました。それまでに事故があった方については、2年間請求権がありますので、平成23年3月までは請求できますが、4月からは時効により請求できません。それで、最終的に精算し、余剰金を分配していただいたということでありますとの答弁であります。

続いて、歳出の総務費、一般管理費、電算事務委託料の6万7,000円ですが、別の場所に保管するということですが、場所はどこになりますか。データの管理会社に依頼するということですかの質疑に対し、本町の住民情報等のサーバーは、別館の3階にあります。定期的にバックアップデータをとって、耐火金庫にも保管しています。しかし、同じ庁舎内のことですので、3月11日の東日本大震災のような大津波が来た場合は守れません。その対策として、電算会社への聞き取りをするなど、いろいろ調査した結果、滋賀県に専門業者があるということがわかりました。歴史も実績もある会社であり、データテープを入れた手提げ金庫を1カ月に一度取りに来てもらい、交換するという方法でパックアップデータの保管を行います。大災害時には、住民情報に関するデータが失われますと、安否確認等が進まないことになりますので、災害後の対策と対応といった分においても、大変、重要なことと考えます。

戸籍については、年に1回副本をとり、その副本を法務局に送ります。長くても1年前までのデータは確保できます。しかし、1年は長いスパンになりますので、急には対応できないことになります。今回の大震災で被災した南三陸町等では、被災する何カ月か前に電算会社がバックアップしていたデータがあり、それを復旧して使ったということです。本町でも戸籍と住基ネットのデータに関しては、毎日、総合住民情報システムに関しては、週に1回バックデータをとっています。それを1カ月に1回、その専門会社に預けるというものでございますとの答弁でありました。

以上で、「住民課」所管分の質疑を終了し、「福祉保健課」所管分の質疑に入り、質疑なし、以上で、質疑を終了し、続いて、「学校教育課」所管分の質疑に入り、歳出の教育費、教育振興費の国語力向上支援事業について、赤羽中学校と相賀小学校とのことでしたが、その中で、赤羽中学校はどのような理由であげているのですか。幼稚園の備品購入については、拡声器と充電ラジオ、ロープとのことでしたが、幼稚園は以前、PTAからガラス張りでは夏は暑く、冬は寒い、災害にも危ないのではとの意見がありました。そこで、改築については教育委員会としてどのように考えていますかの質疑に対し、赤羽中学校を指定校にしたことについて、中学校4校の学校関係者と相談し決めました。また、この事業については県の2カ年事業であり、来年については、ほかの学校が手を挙げることになれば、そちらのほうで指定していきたいと考えています。また、幼稚園の改築については、耐震工事が行われ、強度の地震には耐えられると考えています。ただ、ガラス張りであることも考慮すれば、心配な点もありますので、改築については理事者とともに十分相談し、検討させていただきた

いと思いますとの答弁でありました。

続いて、人権教育研究指定校事業について、どこの学校が指定されていますか。人権教育の推進とのことですが、もう少し具体的に説明をお願いしますとの質疑に対し、対象校については三船中学校を予定しています。この事業については、県内で5校のモデル校としてありますが、そのうち紀北町が三船中を対象校として実施するものです。また、事業内容ですが、調査研究のテーマとして、ともに学び喜びを知る事業の創造、実践からコミュニケーション能力が身につく場の設定をテーマに、事業を行うものです。1つ目は、事業づくりとしての指導方法の工夫や改善をすること。2つ目は、仲間づくりとしての学級生徒会や全校活動における人間関係づくりの推進、3つ目は、教職員の人権意識、感覚を高めるものでありますとの答弁でありました。

以上で、「学校教育課」の質疑を終了し、続いて、「生涯学習課」所管分の質疑に入り、 歳入のKDDIの引本公民館屋上貸付に係る財産貸付収入ですが、歳出の公民館費の海山区 公民館5館分の修繕料へ特定財源で充当しています。これは特定財源になるのですかの質疑 に対し、特別に指定はしていませんが、収入としてそれを充当しているというのが現状です。 したがって、引本公民館の収入については、引本公民館に充当するように予算を組んでいま すが、ただし、特定はしていません。公民館から入ってくる収入については、公民館費に充 てていくというのが現状であります。特定財源についてですが、現在の予算の編成の仕方と しては、例えば、赤羽公園の使用料についても赤羽公園管理費に充当しています。したがっ て、今回についても公民館の収入ということで、公民館管理費に充当していますので、ご理 解いただきたいと思いますとの答弁でありました。

今回の18万 9,000円については、引本公民館で取得したものであるから、引本公民館の修繕で使うということで、特定財源で計上していますが、当初予算で計上しているNTTの45 万 3,000円の収入についても、同様に引本公民館で使うべきではないのですかの質疑に対し、今回のKDDIの建物貸付収入については、6月に契約して7月から収入が始まりましたので、9月補正で計上させていただきました。歳出で計上しています空調設備等については、突然、壊れたものですので、こちらも9月補正で計上させていただきました。両方とも9月補正で重ねましたので、引本公民館による収入を引本公民館の空調等の支出へ充当させていただいた次第です。

NTTの財源についてですが、公共の建物に係る収入については、公共の建物で支出というのが基本的な考え方です。当初予算を組むときに、NTTの収入が、例えば 100万円あっ

た場合、出口事業が10万円しかなかったとすると、90万円浮いていくので、その90万円については一般財源扱いとなります。ただし、その特定財源を貯めておくことはできません。特定財源18万9,000円につきましては、たまたまKDDIからの収入が発生いたしました。同時に支出で引本公民館で空調機器が故障したため、公民館費の修繕料にこれを充当したということで、ご理解いただきたい。引本公民館の収入であるから、引本公民館の支出にというのではなく、公民館費全体に充当しているということですとの答弁でありました。

今回、特別財源の扱いについての質疑が集中したため、財政課に確認したところ、公民館 の財産収入を一般財源扱いするのか、特定財源扱いにするのかという質疑であると思います が、基本的な予算編成上の決まりといたしまして、その施設での財産の運用による収入、財 産の売払代金であって、当該財産と代替え的に取得される財産等の取得に要する経費の財産 に充てられるもの以外の収入、及び売却目的が具体的事業に特定されない収入については、 一般財源扱いしなさいとなっていますので、その施設で生まれたものについては、まず、そ の施設の財産の管理費に特定財源として充当して、残ったものについては、一般財源扱いし なさいという区分となっています。すべて一般財源扱いして、それから充てていくというこ とは十分考えられるのですが、現在は財政上の区分によって、特定財源として充てることに なっています。これまでも使用料等で計上したものについては、公民館費に充当してきまし た。当然、管理するには使用料等の特定財源では賄いきれませんので、一般財源も投入させ てもらっています。まず、当初予算時点で想定できます使用料等については、その施設の管 理費に充当させてもらっています。当然、その金額だけでは賄うことができませんので、そ れプラス一般財源を充当しています。今回の補正については、その施設から生み出される財 源が出ましたと同時に、支出のほうもございましたので、即、それを充当させていただくよ うな格好になっていますとの回答でありました。

続いて、保健体育総務費のスポーツ交流推進事業に対する説明と、来町する選手の数は。また、選手宿泊の手配については、どういうふうに民宿へ振り分けているのですかの質疑に対し、保健体育総務費の10万円の増額は、スポーツ交流事業に伴う増額で、選手が宿泊する民宿や旅館の経営者から種目に応じた食事をつくるのに、カロリー計算や料理の講習の実施要望がありましたので実施するもので、スポーツの種目はたくさんありますが、今回は、年末に合宿を行う300名からの方が来町する高校陸上と、2月に10泊の合宿を行う大学野球選手向けの講習を実施いたしたいと考えています。昨年は高校陸上の場合は300名が3日宿泊しており、大学野球については一昨年が40名、昨年は20名程度だと思いますが、10泊程度し

ています。三重県高校陸上の方と古里民宿組合で振り分けを行っており、行政は絡んでおりませんとの答弁でありました。

以上で、「生涯学習課」所管分の質疑を終了し、平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)に関する、当委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての審査を行い、今回の補正は、本年度の後期高齢者支援金や介護納付金等の確定通知があり、その部分を補正するとともに、それに伴い、歳入の各交付金等を充当している歳出予算科目の財源内訳が変わるため、財源を更正するものと、歳計剰余金を予算計上したので、当初予算で計上していた財政調整基金からの繰り入れを取り止め、積み立てしようとするものであります。そのほか前年度の精算によるものと還付金の増額ですとの、住民課長より内容説明を受け、質疑に入り、歳入の繰越金は、補正前は1,000万円で、補正額は1億2,130万8,000円となっており、大きい額となっていますが、どのような理由ですかの質疑に対し、医療費については、毎月の推移を見ているのですが、予測が難しい部分があります。3月補正時は1月までの医療費の推移を見て、当該年度の精算見込みを立てますが、支払いができないと大変なことになりますので、多少の安全率を見込んでいます。その部分が繰越金としてあらわれる場合が出てきます。平成22年度の年間の療養給付費は、一般被保険者だけでも15億2,000万円ほどとなっています。療養給付費でいいますと、5%の安全率を見込んでいますとの答弁でありました。

続いて、歳出、一般管理費、償還金の一般事務費事業とのことですが、何の償還金で、どこに支払うのですか。また、諸支出金の中の返納金ですが、説明欄を見てみると、特定健診検査、保健指導等の返還となっていますが、昨年度の特定健康診査と、特定保健指導の受診率は、それほど高くなかったということですか。特定健診の受診率は、平成24年度実績で、受診率が65%を超えないと、国からペナルティがあると聞いており、特定健診と保健師の仕事とは、かなり関係してくると思われ、保健師を国保に配属してはどうかとも以前提案しましたがの質疑に対し、償還金の件ですが、70歳から74歳の方については、窓口負担が2割と決まっていますが、制度が始まった平成20年度からは、暫定的に1割となっており、その後も暫定措置が延長されてきました。平成23年度も延長されましたが、その際に、1割の自己負担の割合を示す高齢受給者証を1年ごとに再発行する必要があります。その部分は、国が

負担してくれます。ただ、平成22年度分については、国から12万 9,117円入っていますが、 実際の使った経費は10万 1,287円でしたので、差し引きした残額を返還させていただくもの であります。平成22年度の特定健診の受診率ですが、実績報告の数値が確定ではありません が21.8%です。去年の22%より 0.2%下がっています。一昨年は20.3%でした。受診率の目 標値として、平成24年度には受診率65%としていますので、達成すべき大きな目標で、補助 金申請をしていまして、目標値と比べ実績値が低く、かなり受け入れ額が余ってしまったと いうことになります。今までは、計画上の目標率で補助金申請をしていましたが、平成23年 度については現実的な目標設定を行い、昨年度の申請時と同じ率での申請をしています。

県、国からのペナルティについては、課せられるかということは言われていますが、県下でも目標値をクリアできる市町は少ないと思われます。紀北町も目標に達成するよう努力していますが、なかなか受診率が上がらない状況です。先日、東京で開催された健康なまちづくりシンポジウムに参加した際、ベテラン保健師さんと話をした中で、健診を受けてくださいというより、本人のやる気が一番重要だとおっしゃっていました。本人が受けなくてはならないという意識を持ってもらえるよう、いろいろソフト事業も行ってきていますが、健康に興味を持ってもらえるよう啓発し、努力を続けていきたいと思います。保健師の国保係への配属の件ですが、総務課や理事者も把握していると思いますが、改めて特定健診の受診率へのペナルティや、保健事業の推進の部分も含めて、常任委員会でご意見があった旨、お伝えさせていただきますとの答弁でありました。

また、この特定健診事業は、国、県、町の3分の1ずつの負担であったと思う。国への返納金は計上されているが、県への返納金は計上されていないように思うがの質疑に対し、国と県との同額の負担で、同じ額を国と県へ返還することになり、あわせて 282万 8,000円となります。以前から項は国県支出金返納金、目では国庫支出金返納金となっており、一緒に予算計上されています。目でも国県支出金返納金としたほうがわかりやすいと思いますので、この件については財政課や県と相談したいと思いますとの答弁でありました。

続いて、国保の広域化の状況について、教えてくださいとの質疑に対し、三重県では、県下統一の方向で県と一部の市町との間で調整しています。市町村ごとに保険料も事業も違うということで、国民健康保険という意味も薄れると思います。第一弾として、平成25年、第二弾として、平成30年を目処に制度改正が進められています。国の法案の提出の仕方によっては、第一弾の平成25年度から1年ずれ込む可能性もあると思われます。と言われていますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、賛成多数、よって本案は原 案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての審査を行い、議案第35号については、剰余金の予算化及び剰余金と同額を一般会計に繰り出しするものと、後期高齢者医療広域連合からの還付金の受け入れと支払いの予算を増額するものですとの、住民課長より内容説明を受け、質疑に入り、歳入の還付金50万円の内容を教えてくださいとの質疑に対し、保険料の還付金については、全額が後期高齢者医療広域連合から振り込まれ、それをそのまま被保険者に返すということになります。当初、50万円の予算を組んでおりましたが、5月末の出納閉鎖直前に保険料の二重払いがありまして、6月に入って歳出還付金となったものが10万円程度、また、被保険者の所得の変更があり、更正があり、それに伴い還付金が発生したもので、21万円ほどありました。8月末の時点で、31万円ほど支出していますので、このまま推移すると、広域連合からの歳入があっても、支出できなくなる可能性がありますので、念のため50万円増額するものでありますとの答弁でありました。

続いて、目の科目名ですが、歳入も保険料還付金で、歳出の目も保険料還付金となっています。歳入の科目は保険料還付金ではなく、保険料返還金ではないのですかの質疑に対し、この件について、事業が始まる際、県からも指導があったものと思います。国保であれば、保険料をいただいている町が返しますが、後期高齢者医療の保険料は、本来、被保険者に返す保険料が一旦町に入ってきて、それを被保険者に返すことになります。後期高齢者医療広域連合としても、保険料還付金として支出しますので、還付金として受け入れて、そのまま還付金として支出するものという考え方で、当初に予算作成の指導があったものと思われますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、後期高齢者医療制度は、高齢者を差別する制度で、今までの老人保健制度で良かったのではないかとの認識です。今のところ保険料等も上がっていませんが、厳しい財政状況で、高齢者も増加しており、今後、十分上がってくる可能性があると思われます。制度自体に疑問を持っており、この議案に反対しますとの反対討論がありました。採決に入り、賛成、反対、同数となり、委員長採決により、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、議案第36号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての審査を行い、補足説明なく、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決

に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

続いて、請願第1号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての審査を行い、質疑に入り、小学校1年生の30人学級の下限25人とのことですが、下限ということは25人まで構わないということですか。また、30人以上のところは町内にあるのですかの質疑に対し、下限の25人ということですが、これは三重県では2003年度から、すでに小学生1年生30人学級、下限25人となっています。下限25人については、1学年で73人以上いる学年において、3学級に分けることができるとなっています。1学級24人、24人、25人となります。また、当町においては1学年で73人以上の学年がないので、三重県の下限があることから、学級数が増えないことになります。また、町内の小学校1年生で、30人以上のクラスはありませんとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原 案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択理由は、願意妥当とします。

続いて、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書についての審査を行い、質疑に入り、義務教育費国庫負担制度とは、紀北町においてはどのような事業が対象となっていますかの質疑に対し、義務教育費国庫負担制度については、以前は教職員の方の2分の1が国庫負担、残り県費となっていました。ところが、2006年からは、国庫負担率が国3分の1、県3分の2となっています。これは県の教職員の給料を保障するような制度であります。この交付税が一般交付金化されますと、教育費以外へ県の裁量で充てられる可能性があることから、各自治体格差へとつながることをなくすための内容であります。

続いて、市町村においても財政力の弱いところは格差がどんどん落ちていかざるを得ないといった問題があることから、その点では義務教育費における国庫負担はきちっと一律に一般財源化せずにしてほしいという趣旨であると思いますが、県、市町にしわ寄せをせずに、国で責任を持って、国が教育を行ってほしいといったことで、よろしいでしょうかの質疑に対し、委員のおっしゃるとおりのことであると、私も思っていますとの紹介者議員の答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、教育は機会均等でなければならず、義務教育については、国が責任を持つべきだと思いますとの賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択理由は、願意妥当とします。

続いて、請願第3号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書についての審査を行い、質疑に入り、現在、県における奨学金の滞納がどの程度あるのか把握していますかの質疑に対し、県の滞納金については把握しておりませんとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、給付型奨学金の創設は何としても必要です。また、もう1人の委員から、奨学金の問題は県だけではなく、町としても早急に考え、実施できる内容です。要望があれば100%できるような体制で行ってほしいとの、2人の委員から賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択理由は、願意妥当とします。

以上で、本委員会に付託されました、7案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

川端龍雄議長

以上で、教育民生常任委員長の審査の経過と結果についてのご報告を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

11時20分から再開いたします。

(午前 11時 09分)

川端龍雄議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 20分)

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果についての報告を求めます。

中本産業建設常任委員長。

中本衛産業建設常任委員長

平成23年9月議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

去る9月9日、午前9時37分から、第一委員会室におきまして、委員6名全員出席のもと 開催いたしました。

説明のため出席した者は、農林水産課、建設課の各課長、及び職員の出席がありました。 本委員会に付託されました案件は、議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の1件であります。農林水産課所管分と、建設課所管分の順で審査を行いました。

「農林水産課」所管分では、農林水産課長ほか、3名の行政側の説明員出席のもと、審査を行いました。

初めに、歳入9ページの漁場復旧対策支援事業補助金 680万 6,000円の事業内容は、三重外湾への漁場復旧対策支援事業費補助金 789万 5,000円に対する補助金で、補助内容としては国30分の20、県30分の5となっているとの説明があり、さらに、その内容説明の質疑には、6月に国の補正予算で新たに創設された事業で、本年4月に臨時議会で認めていただいた、県単事業の大規模地震津波被害緊急対策事業の中の残骸処分について、その一部を県単事業より補助率の有利な漁場復旧支援対策事業に組み替えたとの答弁がございました。

歳出では、18ページの林道治山関係事業 615万円の増額補正については、7月の台風6号による林道路肩崩落や土砂の堆積等があり、通行に支障のない状態に復旧するための費用との説明に、その場所の質疑がありました。被災した林道は20路線程度で、その中の大きなもとしては、紀伊長島区で北又線、江竜線、三ツ谷線、海山区では栃山木組線等ですとの答弁でございました。

19ページの大規模地震津波災害緊急対策事業 508万 2,000円の減額については、養殖のへい死魚が少なかったとの説明でありましたが、海山区引本浦の養殖業のことか。また、台風12号においても、引本浦の養殖業に多くの被害が出ていたと聞いているが、このへい死魚の処分についても、12月の補正等で対応する可能性があるのかの質疑に対しまして、引本浦の養殖業で発生したもので、今回の補正における大規模地震津波災害緊急対策事業の中の、へい死魚処分については、東日本大震災津波によるへい死魚の処分ですとの答弁でございまし

た。台風12号により、新たに発生したへい死魚については、この県単事業に加えることができないので、今後、県にへい死魚処分に対する補助を要望するとともに、町においても検討してまいりたいと考えているとの答弁でありました。

前回の津波被害に引き続き、台風12号の被害で大量のへい死魚が発生しており、是非、町の支援をお願いしたいとの要望に対して、現在、50 t 程度のへい死魚が発生しております。まだ、漁業協同組合より支援の要望等はきていないが、町としても支援の検討をしてまいりたいとの考えでありました。

次に、農林水産業費で、一般財源が 1,500万円程度あるが、これには地方交付税で補てんされると聞いているが、どうなのかの質疑に、財政課に確認はしていないが、普通地方交付税では補てんされることはないと思います。あとは災害について特別地方交付税で充当されることが考えられますので、今後も特別地方交付税について、財政課と協議してまいりたいと考えておりますとの答弁があり。

普通地方交付税ではなく、特別地方交付税で申し込むということですが、何パーセントの 補助となるのか、確認してもらいたいとの質疑に、その後の確認で、特別交付税は毎年度各 自治体の特殊事情により分割配分されるため、率は一律ではないとの説明がございました。

また、施設が被害を受けたものについて、保険を掛けていない等があると聞いているが、 例えば、定置網の復旧について、網が補助の対象になるのか等、町はどの程度踏み込んで支 援していくのかの質疑に、定置網の復旧については、定置網の処分とは別に、定置網の新設 についても国から新たに事業が創設されていますが、まだ、補助率等が確定していないので、 次期補正予算でお願いすることもあると考えておりますとのご答弁でございました。

19ページの漁場復旧対策支援事業 789万 5,000円について、どのぐらいの被害があって、この事業で何パーセントの補助を行うのかの質疑に、この事業の内容は定置網の残骸処分と、漁場復旧にかかる調査を対象としておりますが、対象事業としては 816万 8,000円で、補助率は国が30分の20、県が30分の5、町が30分の4の補助割合となっており、補助残30分の1 は漁業協同組合の負担になりますと答弁がございました。

台風12号に対する被害についても、今後、12月議会で補正予算として対応することになっていると思いますが、被災状況を十分に把握し、災害に苦しむ漁業者に対し、少しでも支援していくようにしてもらいたいの質疑に、現在、台風12号で水産業だけではなく、林道等農林水産業で多くの被害を受けており、12月の議会の補正予算でお願いすると考えています。また、養殖のへい死魚処分につきましては、町の単独事業として支援していくのか等、今後、

検討してまいりたいとのご答弁でございました。

今後、養殖で被災された漁業者が、漁業近代化資金を借り入れする場合もあると思われます。そういうときは、是非、町も利子補給をしていくようにと要望がございました。

以上で、「農林水産課」所管分の審査を終了し、次に、「建設課」所管分では、上村建設 課長ほか、4名の行政側説明員出席のもと、審査を行いました。

9ページの港湾清掃委託金 620万円について、7月19日の台風6号によるものだが、今回の台風12号でも、港湾清掃委託金が12月補正でもあがってくるのかの質疑に、7月19日、20日の台風6号で、県からの委託金がすべてなくなり、9月補正で 620万円計上しています。それまでの間に、同じようなことが起こった場合は、県のほうで対応するということになっており、今回の台風12号でも多くの浮遊物の処理を県で対応していただいているとのご答弁でございました。

20ページの賠償金は、町道の桂城トンネル内での落石に車両が乗り上げた事故ということですが、落石の原因はの質疑に、落石の原因は覆水によるもので、トンネルへの雨水の流入による素掘り部分の落下と解釈しているとの答弁があり、そうすると、今後も同じことが考えられるが、どのような対策を考えているのか、通行止めにはしていなかったのか、今回、このような事故が起こったので、また起こることもある。恒久的に止めるということを考えてもらいたいとの質疑に、今までは通行止めにしていなかった。現在、落石原因等の調査を行い、対応を考えているので、その間、危険性を伴うので通行止めとしている。桂城隧道の事故を受けて、町道の管理している海山区10個、紀伊長島2個のトンネルの現状調査を実施、その結果による崩落の危険性、現在の交通量等を考慮して、以前から通行止めとなっている三浦隧道のほかに、相賀隧道、矢口隧道、桂城隧道、長島区の赤岩トンネルを車両も歩行者も通行止めとの答弁でありました。

次に、22ページ、木造住宅耐震補強事業70万円の増額となっていますが、利用実績と、今年度の申請件数はの質疑がありました。耐震補強をするためには、耐震調査を受けなければなりません。これは国、県、町の補助があり、無料で受けることができ、昨年度の調査が50件ありました。そのあと補強設計、補強工事となり、昨年度の補強実績は1件で、今年度の申請件数はなく、震災後もないとの答弁でありました。また、昨年度までは所得制限があったが、今年からは所得制限がなくなったとのことでもございました。

補助金は、国、県、町で100万円ぐらいでるのか。また、100万円以内でおさまった場合でも補助するのかの質疑があり、9月の補正後ですと、県が60万円、町が30万円、国が耐震

補強事業費の11.5%になります。耐震補強工事が 180万円の例では、県補助金が60万円、町補助金が30万円、国が20万 7,000円、自己負担額が69万 3,000円となります。補助基本額の上限を90万円として、工事費の3分の2の補助となっています。それに加え、国が11.5%上乗せとなっています。 100万円以内の場合は全額補助となり、自己負担は発生しないとの答弁でございました。

次に、地籍調査をいつまでやるのか。年数についてはなくなっている土地があるので未知数だと思う。継続していかないと補助金が付かないと思う。山についても行っていくのかの質疑に、地籍調査は住宅部門においては 100%までやっていきます。山林部についても対象になるので、年数についてはこれから何年かかるかわからないとの答弁でございました。

以上で、質疑なく、質疑を打ち切り、討論に入りました。反対討論、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の 産業建設常任委員会所管分は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました、議案の審査の経過と結果の報告を終わります。

川端龍雄議長

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員長の報告をすべて終わりました。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。

午後1時から各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

(午前 11時 33分)

川端龍雄議長

少し時間が早いんですけど、休憩前に引き続き、会議を開きます。

川端龍雄議長

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会における案件について、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務財政常任委員 会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

はい、委員長に1点だけお聞きします。10ページの財産売払収入で、大久保の溝と言いましたかね、その売払収入があがっておりますが、あの大久保地帯というのは田んぼが多くて、かなり排水面ではどうなっているのか、そこら辺も考えての、その審議がされたかどうか、その1点だけで結構ですが、教えてください。

川端龍雄議長

総務財政委員長、北村博司君。

北村博司総務財政常任委員長

中津畑議員の質問にお答えいたします。歳入10ページの不動産売払収入 132万円の増、追加であります。そのうち大久保地内の井溝敷、溝ですね。元の排水溝、現地はおわかりかと思いますが、ケンズの手前、カーブの手前で、かつて板金工場跡があったとこの横、主婦の店の駐車場に向かうというか、ずっと行くと二郷神社ですけれども、あの右側の、すでに、ほとんどもう宅地化されて、一部田んぼが、一部ですね、残っておりますけれども、あそこが46万円ですね。 36.54㎡で、㎡当たり1万 2,840円で、46万円という報告を受けております。

で、この点は、今の排水の問題についてのお尋ねが、質疑がございました。すでに井戸、 排水溝そのものが用途廃止されておりまして、普通財産として財政課が管理しておって、も うすでに、要するに使われていない溝ですんで、排水には何の問題もないという財政課長の お答えでございました。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。 議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、教育民生常任委員 会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

教育民生常任委員長に、念のためお尋ねいたしたいと思います。現在、予算額で11億円という、近年には珍しい大きな紀北中の改築工事が行われておりますけれども、工事の進捗状況なんかの報告を受けておられるかどうか、委員会の中で。また、そういうご議論があったかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 平野隆久君。

平野隆久教育民生常任委員長

北村博司議員の質疑に、お答えさせていただきます。

今回、補正予算で関連予算も出てませんし、それについての議論はありませんでした。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

大変、町民にとって宿願の改築ですし、事業規模も大変大きいんですので、付託案件になかったということ、それはよくわかります。日常のですね、事務調査等で継続審査が許可されますんで、是非、おりおりに、ひとつ現地の状況をご覧いただいて、ひとつ十分にチェックをしていただきたいと思います。尾鷲市議会のような、市のような、ああいう尾鷲小、ほぼ同時期に発注されたもんですが、大きな問題に、工事中やのに大問題に発展しているよう

な事例を見ますと、十分に監視をお願いいたしたいと思います。その点だけ。

川端龍雄議長

平野委員長。

平野隆久教育民生常任委員長

引き続きお答えさせていただきます。北村議員のお気持ちは十分理解できるんですけど、 今回は、あくまでも常任委員会の委員長報告ということですんで、お気持ちだけは汲んでお きます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

次に、議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書について の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願 書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑をされる方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終わります。

川端龍雄議長

日程第3

川端龍雄議長

日程第3 議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。 討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

奥村であります。平成23年度紀北町一般会計補正予算についての、賛成討論をいたしたい と考えます。

中身についてはですね、23ページの災害対策費でございます。危機管理は最高の設定をして、楽観的に対処するというのは、最大の原則でございます。次の意見を付けて賛成するものであります。

今回の引本避難路にかかる私の主張は、一昨日、NHK、19時30分より、大川小学校の特集を行っていました。再び、このようなことを起こしてはならないという観点にたちきるものでございます。当初、私が執行部等に求めたことは、一般廃棄物の撤去につきましては、文書でもって区のほうへ行政指導をしなさいということを言ったわけです。それが聞いていただけなければ、別のその大規模な避難路を付けなくてはならないわけですから、私の試算では 5,000万円ぐらいです。町でとってしかるべきものであるというふうに、私は申し上げたわけです。

次に、一般質問でも申し上げましたけども、これは、いつ起きても不思議ではないと言われているわけです。じゃ、明日起きたときに、あるいは1週間後に起きたときに、引本幼稚園の1年生、2年生、あるいは小学校の1年生、2年生の児童が、安全に避難できるかとい

うと、避難できないような現地になっているわけです。したがって、本工事に着手する前にですね、そこを均して、少なくとも児童・子どもたちが逃げるようにしなければ、私はならないと考えるものであります。

次に、一般廃棄物を一掃して、待機するスペースを確保することは、これは引本の多くの住民が望んでいることでもありますし、この引本の状況を知らない、あるいは設計図の一本も引いたことのないような人がするから、こういうふうな問題が起きるということでございます。

川端龍雄議長

奥村君、どうも反対討論のように聞こえるのですけど、賛成のほうへ力点を置いて討論していただければ。

9番 奥村武生議員

簡潔に申し上げますけども、それから、3番目の条件として、やはり尾根への道というのは、先回の避難した人が言われるように、急傾斜で避難できるのかというふうなこともございますので、あわせてそういうことも勘案しながら、この工事に着手をしていただきたいということであります。引本は、これにしまして。

それから、船津の中新田の工事につきましても、上り道の左側がですね、草が大変茂ってて、しかも道が細いから、左側の手すりは必要であると、何としても必要であるというふうに地域の人が言ってるし、何よりも幼稚園が近くにあるわけです。幼稚園の児童がここに避難するというふうに、土地の人が言っておるわけですから、ここの工事についても万全を期してやっていただく、このことを条件にして、賛成討論といたします。

川端龍雄議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議案第33号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)に対する、賛成討論をいたします。今回の平成23年度紀北町一般会計補正予算(第3号)に、賛成するものでありますが、次に掲げる付帯意見を付けて賛成とさせていただきます。

今回の補正予算の総額は、歳入歳出4億5,928万1,000円でございます。今回の一般会計補正予算は3.11、つまり東日本大震災の教訓による紀北町の町民の生命、財産を守るべき紀北町独自で調査した結果、町としてやるべき施設、避難路を中心とした、大がかりの予算編

成であると思ってました。

ところが、今回の一般会計補正予算の防災にかかわる部分の消防費の災害対策費の、地震 津波災害避難路等整備事業費として、 4,880万 7,000円と非常に少ないことに愕然といたし ました。鉄は熱いうちに打てといいます。紀北町の全町民の皆様が、テレビでのニュース報 道などで、東日本大震災の今まで、かつて見たことのない、また経験のない、実際の放映な どで、紀北町の町民の皆様が、防災意識の高まっている中、私は紀北町の町民の皆様の財産 を守るべき紀北町は、独自の調査のうえ、早急に避難路の整備、避難路の増設、避難施設の 新設をするものだと思います。

私は今回の一般質問の中で、各議員による防災にかかわる質問で、町長の答弁は、自分の命は自分で守ってください。また、自助、共助という言葉を使いながら、とにかく地震が起きて、津波情報が出たら、とにかく少しでも高いところに早く逃げていただくしかないという、答弁をいたしますが、私はそのような考えでは、紀北町の町民の生命、財産は守れないと思います。それは地震による津波発生による避難は、町長の答弁では、津波避難に対しての町民の皆様に向けての啓発、啓蒙で事が済みます。いくら早く逃げる、また高いところに逃げるといったって、また逃げることに認識を持っていても、避難路が整備されていなければ逃げられないのであります。そこで、町として、また町行政の危機管理の中で、紀北町の町民の生命、財産を守るために、何をやるべきか目標を決めながら、より多額の避難路の整備を、また避難施設を早急にしなければならない責務があると思います。

特に、紀北町は海岸線が長く、地理的には今回震災を受けた東日本の海岸沿いと一緒のリアス式海岸であります。海岸線に沿っている地区の地形は、大半が後ろが急斜面の山となっています。その急斜面を抱えているところは、海山区では小浦地区、渡利地区、引本地区、長浜地区、矢口地区、白浦地区、島勝地区。紀伊長島区では長島地区全域、三浦地区、海野地区、道瀬地区、名倉地区があります。この地区への高台への避難路整備を一般財源、また、瀧本議員がよく言っている合併特例債を使ってでも、早急に事業計画を立てて実施すべきと考えております。

また、石巻市の大川小学校の生徒の悲劇を教訓に、引本小学校、引本幼稚園の生徒、園児のためにも、また周辺地区の皆様のためにも、また責任を感じている先生たちのためにも、裏山の整備を早急に避難路の拡幅の整備と、積み上げている、使っていない墓石の撤去を、町行政の責務としてやるべき事業であると考えますので、12月の補正予算に組み入れていただきたいと思います。今回の補正予算では、約1,000万円の避難路整備の予算が出ています

が、この予算額では、とても引本地区の皆様が思っている避難路の整備はできないということも意見として添えておきます。

また、この地区以外でも海岸に沿った危険区域は、海山区では小山地区、相賀地区全域、 汐見地区、また紀伊長島区では古里地区、中ノ島地区、呼崎地区、中洲、山本を含む東長島 地区全域であります。この地区の高台への避難路の整備、避難路施設等を考えると、国や県 がやる管轄の事業を別として、紀北町が独自としてしなければならない避難路の整備、避難 施設新設の事業費は、7億円から8億円かけてやらなければならないと思っております。東 海地震、東南海地震、南海地震の3連動の地震が、いつ来てもおかしくないと言われていま す。今、東日本大震災の教訓により、紀北町の町民の皆様が、防災意識を高めているときに、 紀北町の行政として、紀北町民と一緒になって、紀北町民の生命、財産を守る施策を打ち出 さなければならないときだと思います。

そのために今、まさしく私は瀧本議員がよく言われる合併特例債を有効に使う時期だと考えます。合併特例債は事業費に使う7割が国から交付金として返ってくると聞いています。そうなると、仮に8億円の事業費を使った場合でも、5億6,000万円が国より戻ってきます。実質2億4,000万円で、紀北町の町民の皆様の生命、財産を守ることになるのではないだろうか。また、この事業をやることによって、低迷している紀北町の建設業を営んでいる方々の景気対策、そして国の施策である雇用問題は、この事業により民間企業による雇用の推進に大きな波及効果を及ぼすのではないでしょうか。また、紀北町の飲食業を営んでいる方々にも、経済波及を及ぼすものではないだろうかと思います。

そして、最後に、今回は消防費の災害対策として補正予算をあげていますが、本来は危機管理課の担当業務として、町民の声をよく聞き、避難路の調査をさせ、また危機管理課は財政の歳出を先に考えるのではなく、危機管理課の実務業務として、いかに紀北町町民の生命、財産を守るためにはという考えを優先にしたものを、事業費としてあげたほうが良かったのではないかと思います。

まとめとして、町長にいろいろと私の意見、考えを述べさせていただきましたが、この問題は、紀北町町民の生命、財産を守るという、紀北町の行政のトップとしての責務の問題であります。逆に言えば、紀北町の町民の皆様の生命、財産が、尾上町長の危機管理の施策や考え方にかかっているのであります。そういう観点から、できれば12月の議会にでも補正予算で地震津波災害避難路等整備事業の増額を要望し、そして平成24年度の紀北町の当初予算には、防災対策事業費として、町民の代表の紀北町町議会議員が、議会の一般質問等で要望

したことが、反映される予算であることを要望し、また、意見として、今回の平成23年度紀 北町一般会計補正予算(第3号)に賛成いたします。

川端龍雄議長

ほかに、賛成討論される方はございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

ただいまの、お二方の討論お伺いしていますと、条件を付してとか、意見を付してという言葉を使っておられる。討論に条件、意見を付すことはできないはずですし、もし、そういう主張がおありになるんなら、付帯決議として議会の総意を議決しなければいけないと思いますが、付帯決議案、このあと出される予定は、議長はお聞きでしょうか。と言いますのは、気になるのは委員長報告と趣旨の違う討論も一部あった、討論の中に。そうすると、あとこの採決は委員長報告を了とするかという諮り方になるんで、違う趣旨の条件とか、意見がついた場合は、一般町民から見るとちょっとわかりにくいだろうと思うんで、議長の見解をお聞きいたしたいと思います。

川端龍雄議長

議事進行に対してお答えします。

全く北村議員の言うことに同等で、私もそれに対しての注意は少し怠ったと思うし、それで付帯条件のあれは、私には届いてません。そのように、はい。今後、私も注意します。

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終了します。

お諮りします。

日程第3 議案第33号については、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告と おり賛成する方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第34号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、 反対の立場で討論をさせていただきます。

議員の皆さんもよくご存じのように、国保世帯というのは、ほとんどの方が農林水産業や小規模の自営業者、またパート労働者の世帯が多く加入している事業でございます。このことをみると、国保会計というのは国庫の補助金が過去にも削減され続けておりますし、一般会計からの繰り入れを止めるようにという、国からの指導、通達も出ておるところでございます。今回、繰越金1億2,130万円の計上されておりますけれど、このうち4,000万円を使えば、1世帯当たり1万円の減額ができる。それだけやっぱり国保で体を健康に保っている、頼っているその人たちが、本当に厳しい生活環境にあるということから、是非、この一般会計からの繰り入れも行いながら、少しずつでも改善をしていく、その必要が多い。そのように思います。

もう1つは、国保の広域化が今、叫ばれておりますが、現実には平成30年ほどには結論が 出ようとしております。まだまだ先の話には違いありませんけれど、本当に、いわゆる高齢 者と同様に、県一本になりますと、この国保の受給者といいますか、その被保険者の方々が、 大変声が届きにくくなってしまうんではないかということが、私、危惧するところでござい ます。皆様のこの反対討論に是非賛同いただきまして、反対討論にかえさせていただきます。

川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、討論を終了いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第5

川端龍雄議長

次に、日程第5 議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第35号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、反対の立場で討論させていただきます。

いわゆる75歳以上の高齢者に、年齢で高齢者を区切りながら、病気になるリスクが高い人

たちをひとまとめにして、この医療保険制度に押し込んだところが、この後期医療制度の一番大きな問題だと、多くの国民からいろんな意見が、反対の意見が出ております。すでに発足してから日数も経ちつつありますが、政権の中でも大変問題が多いということを認識しながら、4野党で、この見直しを決議された。そういう過去4年ぐらい前の実態もございます。1日も早く、この制度を廃止して、元の老人保健医療制度に戻すべきであると、私も思っております。

議案第35号 後期高齢者医療制度特別会計補正予算(第1号)に、議員の皆様のご賛同を よろしくお願いをいたしまして、反対討論といたします。

川端龍雄議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決に入ります。

日程第5 議案第35号については、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第36号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1号)を議題といたします。 討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 請願第1号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論をされる方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第7 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

17番 中本衛君。

17番 中本衛議員

17番 中本衛、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書に対する反対討論をさせていただきます。

反対の主な理由といたしましては、自民公明連立政権時に進めてきました三位一体改革に逆行することと、義務教育費の全額国庫負担は地方分権に逆行するということであります。 義務教育費国庫負担制度は、教職員の確保と適正配置という目的を達成するため、最低限保障しなければならない教職員給与法について、これまでも国が一貫して保障してきたものでございます。義務教育費水準の維持向上のためには、質の高い教職員を全国どの学校でも必要な数を長期的に安定して確保することが不可欠であり、義務教育費国庫負担制度は、その 基盤となるものでございます。

さらにいうならば、義務教育費は憲法の要請により、共通に身に付けるべき基礎的資質を培うものであり、次世代を育成する基盤でもあります。特に、無償の原則を財政制度上、担保し、すべての国民に対して教育の機会均等を実現するのは、国と地方が協働して果たすべき重大な責務であります。近年、各自治体では創意工夫により、さまざまな教育改革が展開をされています。今後ますます、住民のニーズに対応した地域の実情にあった施策を、より一層進めていくことが必要なことは間違いございません。そのためには、義務教育費国庫負担制度は維持しながらも、地方が教育費を自由に使える弾力的な学級編制や、教職員配置が可能になる税源移譲も必要であると考えます。また、このことが地方主権へと結び付くものであると確信しております。

今回の請願、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書につきましては、制度の全額を国負担とするものでありますので、さきにも述べましたとおり、国から地方へと改革を後退させるものであると考え、反対するものであります。議員各位のご賛同をお願いし、反対討論を終わります。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第8 請願第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

川端龍雄議長

举手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第9

川端龍雄議長

次に、日程第9 請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を 求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第9 請願第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

川端龍雄議長

ただいま請願が採択されたことにより、意見書案が提出されることになります。 ここで、10分ほど休憩いたします。

(午後 1時 39分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 50分)

川端龍雄議長

先ほど、請願が採択されたことにより、意見書案3件が提出されました。

この3件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案 3 件については、日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

お諮りします。

意見書案 3 件については、提案者より趣旨説明を求めるにあたり、一括して説明を求める ことにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案 3 件については、提案者から一括して提案の趣旨説明を求めること に決定しました。

それでは、意見書案3件について、提案者から一括して提案の趣旨説明を求めます。 玉津充君。

8番 玉津充議員

それでは、意見書案を朗読いたしまして、提案とさせていただきます。

意見書案第1号

平成23年9月16日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提案者 紀北町議会議員 玉津 充 提案者 紀北町議会議員 平野倖規 提案者 紀北町議会議員 奥村 仁

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書(案) 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書(案)

趣旨

子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の増額をすること。

理由

2010年8月、文科省は10年ぶりに「小・中学校の少人数学級(35・30人学級)の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛りこまれた「教職員定数改善計画」を策定、2011年度は小学校1年生の35人学級が実現しました。学級編制基準の引き下げは30年ぶりであり、子どもと向きあう時間を大切にするため、加配定数の改善ではなく、基本となる教職員定数の改善がされたことは意義あることです。

三重県では、2003年度からすでに小学校1年生の30人学級(下限25人)が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人)と他学年への弾力的運用等、拡充しています。今年度は、国の政策と連動したことにより、少人数学級適用外だった部分が一部解消され、さらなる拡充につながっています。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげています。

4月15日に改正された「義務標準法」の附則には、今後の学級編制基準の順次改定、法整備等について、政府はこれらを検討し措置を講ずるとともに、必要な安定した財源の確保に努めることと盛り込まれています。

文科省は、6月から「検討会議」を開催し具体的な検討をすすめており、2012年度概算要求に反映させるとしています。「検討会議」では、多くの委員から「まずは、継続的・計画的な35人学級の進行で小中全学年の制度化を」との意見がありました。また、事務職員や養護教諭の増員、スクールカウンセラーの配置等、抜本的な定数改善を求める意見もありました。

今後、高校も含めた「教職員定数改善計画」の着実な実施を求めていく必要があります。 日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、OECD加盟国のなかで最低レベルの 3.3%となっており、OECD平均 4.8%には程遠い実態があります。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にした教育をすすめるためには、教育予算の拡充が必要です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 川端龍雄

(提出先)

内閣総理大臣 野田佳彦様 文部科学大臣 中川正春様

8番 玉津充議員

続きまして、

意見書案第2号

平成23年9月16日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提案者 紀北町議会議員 玉津 充 提案者 紀北町議会議員 平野倖規 提案者 紀北町議会議員 奥村 仁

「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」求める意見書(案)

趣旨

義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるためにもうけられた義務教育費国庫負担制度を存続し、全額国負担とされたい。

理 由

政府は、地域主権の確立に向け、補助金のあり方を見直し「一括交付金」化をすすめています。義務教育費国庫負担金が検討の対象となっており、2010年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には、「一括交付金化の対象外とする」と示されましたが、今後も注視しなければなりません。

1950年、地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されました。その結果、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じ、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし、1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年には国庫負担率3分の1に縮減されました。現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかに組み込まれています。しかし、地方財政が年々厳しくなり、多くの自治体で予算措置されている教育費は削減され、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、地域間格差は約6倍に広がっています。義務教育費国庫負担制度の廃止・縮減は、地域間格差をまねき「教育の機会均等」を脅かしています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。義務教育はすべて国が責任をもっておこなうべきものであり、地域主権をすすめる等とし、地域に責任を転嫁することは、決して許されることではありません。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことであり、確固とした義務教育費国庫負担制度により保障されなければなりません。その時々の地方の財政状況に影響されることのないよう、全額国負担すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 川端龍雄

(提出先)

内閣総理大臣 野田佳彦様財務大臣 安住 淳様

8番 玉津充議員

続きまして、

意見書案第3号

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

提案者 紀北町議会議員 玉津 充 提案者 紀北町議会議員 平野倖規 提案者 紀北町議会議員 奥村 仁

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案) 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)

趣旨

家庭の経済的な理由により、子どもたちの学びなどに影響がでることがないよう、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充すること。

理 由

経済・雇用情勢の悪化は、子どもたちのくらしや学びに、大きな影響を与えています。 文科省は2010年6月に公表した「平成21年度版文部科学白書」のなかで、「経済格差が教育格差につながっている」と分析し、「日本は家計の教育費負担が大きく公的支出が少ない」「教育分野に公的支出を増やすべきだ」としています。「白書」によると、日本は教育支出における私費負担率はOECD加盟国のなかで非常に高く、特に就学前教育段階が56.6%、高等教育段階は67.8%であり、OECD平均(就学前教育段階19.3%、高等教育段階27.4%)を大きく上回っています。また、子どもの貧困はますます深刻化しており、日本の子どもの貧困率は15.7%ということがあきらかになっています(2011年7月 厚労省発表)。

このようななか、国・県においては「学びたくても学べない」「働きたくても働けない」 という状況を改善すべく施策として、「高校無償化」「奨学金制度の改善」「就労支援の 充実」等がすすめられ、一定の成果があります。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではありません。県内の奨学金の貸与者は、1,526人となっており、昨年度と同時期より65人増加しています。また、授業料は無償となったものの入学料・教材費等の保護者負担が多いこと、就学援助の受給者は増加しているが、中途退学、進学を断念せざるを得ない子どもの増加等も課題となっています。また、国においては2011年度文科省概算要求に「給付型奨学金の創設」が盛り込まれましたが、政府予算案には盛り込まれず、課題となっています。

すべての子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、保護者負担の軽減と就学・修学保 障制度の拡充を強く切望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 川端龍雄

(提出先)

内閣総理大臣 野田佳彦様 文部科学大臣 中川正春様 以上でございます。

川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。 これより、各議案の審議に入ります。

追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 意見書案第1号「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

提案者に、念のために確認をいたしたい点が、1点だけあります。本文の理由の中の、最初の1行目、2010年8月、文科省は、これは文部科学省の省略だろうと思うんですが、あまり省略もよろしくないかと思いますが、文科省は10年振り「小・中学校の少人数学級(35、次がこれ専門用語で中黒という記号なんですが、これは多分、趣旨は35人、または30人という意味で入れているのだろうと思うんですよ。ところが、これは普通は35・30と読みます。と、私は理解しています。これちょっと修正されたほうがいいんじゃないですか。

それと、この提出する場合は、この省略、官庁名は省略はよろしくないと思いますし、この2つの点について、お尋ねいたしたいと思います。

川端龍雄議長

提案者 玉津充君。

8番 玉津充議員

私、提案者としましては、この35人、また30人学級ということなんですが、文章上はです ね、この中黒点の意味で、文章上は私は表現はそういうふうに表現しましたけど、この文書 を読んでいただければ、そういうことが理解されるだろうという、常識の文書だというふう に私は思っております。

それから、文科省を文部科学省と正式に表現するということなんですが、通常、これも文 科省でですね、文部科学省というのは明らかになると思いますので、私としては、これでよ ろしいんじゃないかと思います。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

お言葉ですがね。私はそういう意味で読んだとおっしゃるんですが、これ日本語表記では、これはそうは読みません、日本語は。相手は国語教育の牙城ですから、文部科学省、多分、これは大臣のとこまで多分行かないと思いますね。通常はどっかその下のほうの役人のとこ止まりだろうと思うんですが、いずれにしても相手は国語教育の大元締めですから、やっぱり、いくらそういうつもりで、普通はそう読むんじゃないかと言われますけども、この場合、35人、または30人という、一般的に表記するのか、句点を使うんですわ。中黒じゃなしに。句読点の点、カンマじゃありませんよ。点を使うのが一般的なんです。これは別に差し替えよとかどうとか申しませんので、口頭でもし修正いただけるなら修正されて、政府に出すときは、その辺を直して提出されると、できればそうなさったほうがいいのかなと思いますが、いががでしょう。ここはやっぱり正式の議場ですし、公文書ですから、これ。議会の総意ですから、私はそんな意味で書いたんじゃないと、一般的に誤解されては私は損だと思いますんで、これは議長の名前ですから。ご提案申し上げます。

川端龍雄議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

おっしゃることはよくわかりました。なるべく誤解のないように、きっちりとした、スッキリした文書で整えたほうが良かろうと思いますので、北村議員ご指摘のように、ここの35中黒を点とするということですね。

それから、文科省、これは文字増やせばええだけなもんですから、文部科学省というふう に改めさせてもらいたいと思います。皆さん、よろしくお願いします。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終ります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第2

川端龍雄議長

追加日程第2 意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める 意見書を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終ります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

追加日程第3

川端龍雄議長

追加日程第3 意見書案第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充

を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、質疑を終ります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

川端龍雄議長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

定例会を閉会するあたり、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、これを許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、提 案いたしました案件、議案等につきまして、原案どおりご同意並びにご可決をいただきまし て、誠にありがとうございます。

さて、先日の台風12号の来襲による大雨により、甚大な被害を被った紀宝町、御浜町、熊野市等の市町が、早急に復興することを心から願いますとともに、紀北町として、できるだけの支援を続けさせていただきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、町内におきましても、河川、林道や漁業を中心に被害が出ておりますが、早急な復 旧に取り組んでいきたいと考えております。

東日本大震災、台風12号に伴う大雨等、全国各地で自然災害が多発しておりますが、紀北町におきましても、いつ起こってもおかしくない東海地震、東南海、南海地震や、その地震で発生する津波により、大きな被害を被ることが予測されております。町民の皆様におかれましては、地震があれば津波が来る。より早く、より高くを肝に命じていただき、怠ることなく避難の準備をしておいていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本定例会におきましても、議員の皆様から、ご指摘、ご提案をいただきました地震、津波、 大雨、土砂災害等の防災対策につきましては、これまで以上に重要性を強く痛感し、災害に 強いまちづくりの必要性を、改めて実感しているところでございます。今後も職員とともに 一丸となって、問題解決にあたるとともに、防災減災対策等の事業推進に、より力を注ぎ、 安全で安心な希望の持てる町を築いてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、 今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、紀宝町、御浜町、熊野市への義援金を、東日本大震災の義援金と同様に、役場、社会福祉協議会が共同して、町内10箇所で受け付けを行っておりますので、ご支援をお願い申し上げます。

秋の気配が色濃く感じられるようになってまいりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様におかれましては、十分にお気をつけていただき、皆様の秋が実り深いものになるよう、お祈り申し上げまして、簡単ですが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

川端龍雄議長

以上で、本定例会の日程は、すべて終了しました。

今期定例会は、9月6日から開会以来、本日までの11日間にわたり、議員の皆様、また執行部の皆さん、長期間にわたり大変ご苦労様でございました。

なお、決算認定案件を審議するため、決算特別委員会が設置されたわけでありますが、委員各位の皆様には、今後の慎重なる審議を望むものであります。

また、このあと、議員の皆様からの紀北町議会としての東紀州の台風12号による被災地への義援金をというお話もありますので、このあとに、皆様に懇談会としてお集まり、協議、また金額などをお願いしたいと思います。本当に大変な、とりわけ紀宝町では大変なことでありますので、前例を一応、それも考案いたしまして、懇談会で皆様にお決めいただきたいと思います。

それでは、これにて平成23年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時 19分)

地方自治法第 123条第 2項の規定により下記に署名する。

平成23年11月30日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生